

図表17 旅客運送及び航空事業の運転者等の資格

業 種	免許の種類	受験資格及び取得条件	選任前の指導・訓練等
タクシー	普通自動車・第二種免許 (警察庁管轄)	○21歳以上、普通免許取得後3年(旅客自動車指定教習所の卒業生は2年) ●適性試験、学科試験、技能試験に合格後、2日間の講習受講	○選任前に10日間の指導教育(応接関係、地理、保安関係、同乗指導) ○登録制度の導入(東京・大阪)登録要件は、地理試験の合格及び法令違反等による処分を受けていないこと。
パイロット (飛行機)	航空機操縦免許 (定期運送用操縦士、国交省管轄)	○21歳以上 ●総飛行1500時間以上、100時間以上の野外飛行を含む250時間以上の機長としての飛行、200時間以上の野外飛行、100時間以上の夜間飛行、75時間以上の計器飛行事業用操縦士の資格、航空身体検査証明、技能証明書、無線従事者資格 学科試験に合格しなければ実技の段階に進めない。	○航空会社の養成訓練生として、定期便に乗務して、路線訓練、管制の特性になれるなど業務内容を把握。 訓練で培った知識、技術が実際にライン運航に結びついているかを審査される。 最終審査を合格すると、副操縦士となる。
動力車操縦(電車)	動力車操縦者運転免許 (甲・乙種の蒸気・電気・内燃車運転免許など8種類、国交省管轄)	○20歳以上 ●身体検査、適性検査(クレペリン検査、反応速度検査、その他)、筆記試験、技能試験(速度観測、距離目測、制動機の操作)、制動機以外の機器取り扱い、定時運転、非常措置 試験は地方運輸局	○鉄道事業者の自主路線において、技能試験に必要な項目について、養成を行う(指導運転手が添乗) 期間は…特に定めなし。 筆記試験合格者でなければ、技能試験が受けられない。
路線バス 貸切バス	大型自動車・第二種免許 (警察庁管轄)	○21歳以上、大型免許取得後3年の運転経験 ●適性検査、学科試験、技能試験に合格	○入社後、選任、社内教育(法令・自動車の構造・装置・点検)、必要に応じて安全運転実技(添乗訓練) 社内教育時間…6時間以上

(自交総連調べ)